

【消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	標識の場所と表示を書かない方が良いと思います。	<p>消防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第 62号）による改正後の消防法施行規則第 19 条第5項第 19 号イ（ホ）においては、標識の設置場所と表示内容の両方を定めております。</p> <p>設置場所と表示内容の両方が適切であることを確実に確認して頂くために、試験結果報告書の様式についても標識の場所と表示で記入欄を分けていることから、原案通りとします。</p>	無
No.2	<p>1. 消防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第 62 号。以下「改正省令」という。）により追加された基準の中に、「点検時にとるべき措置を定めた関係図書の備付け」という記載があるため、点検票の様式の中に「図書の備付け」の確認欄を設けるべきではないか。</p> <p>2. 起動用ガス容器の設置に係る改正省令の経過措置の対象か否かを区別するため、施工年月を記載する欄を設けるべきではないか。</p> <p>3. 改正省令により追加された基準は二酸化炭素消火設備にのみ該当するものがほとんどであり、令和4年 11 月 24 日付け消防予第 573 号により通知されたガイドラインを踏まえても、二酸化炭素消火設備は</p>	<p>1. ご指摘の「図書の備付け」は点検基準上「制御盤の予備品等」に含まれるものと整理しており、点検票上も同様となることから、原案通りとします。なお、点検要領の「制御盤の予備品等」の項目の「判定方法」に工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書が備えてあることといった文言を加える予定です。</p> <p>2. 消防本部において個々の防火対象物の設置年月日は把握しており、経過措置の対象か否かを点検票で把握できなくても支障はないことから、原案通りとします。</p> <p>3. 二酸化炭素消火設備はその他の不活性ガス消火設備とは異なる基準を設けている部分もありますが、その他の不活性ガス消火設備と共通する基準も多く、共通の様式を使用しても特段支障はないことから、原案通りとします。</p>	無

	<p>他の不活性ガス消火設備とは全く別の設備として捉えた方が適切ではないか。</p> <p>以上のことから、不活性ガス消火設備の様式から切り離し、新たに二酸化炭素消火設備の様式を制定するべきではないか。</p> <p>【新日本コーポレーション株式会社】</p>		
--	--	--	--

○意見提出者数: 2件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見をとりとめる等の整理をしております。